

# あおり生業づくり復興特区制度による 固定資産税の課税免除のご案内

あおり生業づくり復興特区により、八戸市から指定を受けた事業者の方々が、復興産業集積区域内において、特定の業種に利用される資産を取得した場合、固定資産税の課税免除を資産の取得から5年間受けることができます。課税免除を受けるためには、固定資産税が賦課される各年の1月末日までに免除申請をする必要があります。

## 1. 課税免除の要件

以下のいずれかの適用を受けられる資産を取得すること

事業用資産を取得した場合の特別償却・税額控除（法37条）

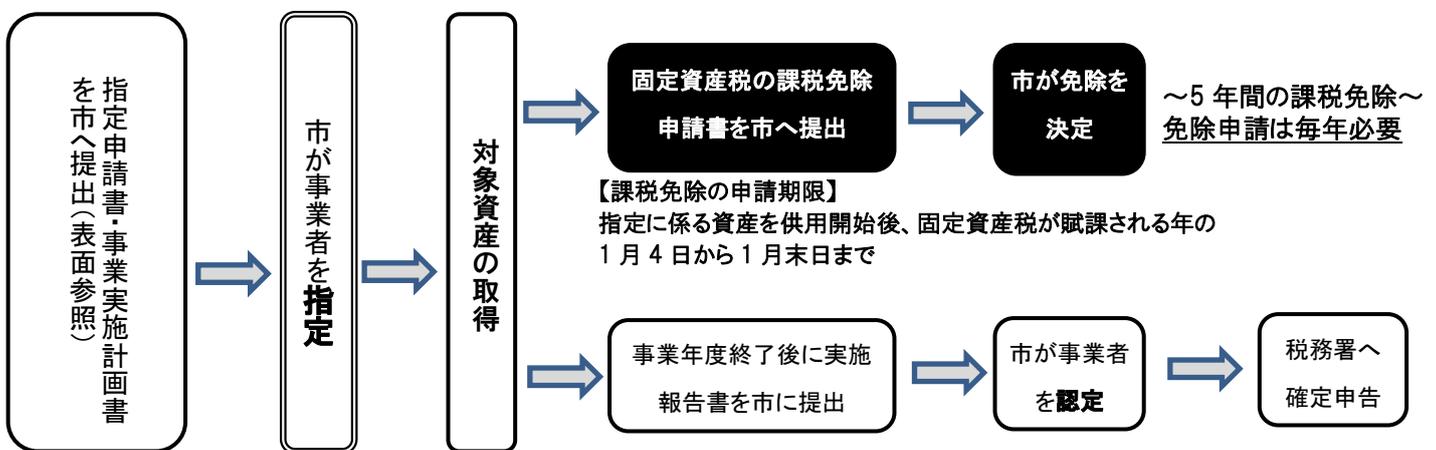
法人を新設した場合の5年間無税（法40条）

研究開発用資産を取得した場合の特別償却・税額控除（法39条）

※課税免除を受けられる資産は、H24.3.2以降に取得し、上記指定申請時に提出する「指定事業者実施計画書」に記載された資産に限ります。

※赤字決算等により、上記を適用しない（特別償却若しくは税額控除をしない）場合であっても、指定を受けたものは、固定資産税の課税免除を受けられます。（その際には、特別償却/税額控除不履行証明書を提出していただきます。）

## 2. 手続方法



### <固定資産税課税免除申請にかかる提出書類>

- ①固定資産税課税免除申請書
- ②固定資産税課税免除申請の明細書
- ③指定書・指定申請書・指定事業者実施計画書の写し
- ④土地・家屋の位置図
- ⑤敷地となる土地における家屋の配置図（家屋の課税免除の場合）
- ⑥家屋の平面図（家屋の課税免除の場合）
- ⑦償却資産の配置図（償却資産の課税免除の場合）
- ⑧償却資産申告書の写し（償却資産の課税免除の場合）
- ⑨売買契約書の写し。契約によらない場合は取得にかかる証憑書類
- ⑩登記簿謄本又はこれに代わるものの写し
- ⑪その他市長が必要と認める書類
  - ・法人税（所得税）確定（修正）申告書の写し及びこれに関連する書類（税制特例を適用しない場合は、特別償却/税額控除不履行証明書）等。（免除申請時に確定申告が未完了の場合は、完了次第提出。）

※資産税課に償却資産申告される際は、復興特区制度による固定資産税の課税免除対象となる資産について、種類別明細書の摘要欄に「復興特区」とご記入くださいますようお願いいたします。

## 3. 問い合わせ先・申請窓口

八戸市 商工労働観光部 商工課 商工振興グループ（八戸市役所 別館5階）  
TEL：0178-43-9242 FAX：0178-43-2256  
e-mail：[shoko@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:shoko@city.hachinohe.aomori.jp)

※県税の課税免除については、三八地域県民局県税部(Tel27-4455)までお問い合わせください。